

議案第4号

令和6年度鳥取県立夜間中学入学者募集方針について

令和6年度鳥取県立夜間中学入学者募集方針について、別紙のとおり議決を求めます。

令和4年12月22日

鳥取県教育委員会教育長 足羽英樹

令和6年度鳥取県立（夜間中学）入学者募集方針

※校名決定後差替え

1 基本方針

鳥取県立（夜間中学）は、入学資格のある入学希望者に対し、文部科学省が定めている中学校の学習内容を学ぶ機会を提供するため、入学者を募集します。

2 入学資格

次のすべてを満たし、中学校での学び直しを希望する人です。

- (1) 令和6年4月1日時点で鳥取県に在住している人で、国籍は問いません。
- (2) 令和6年4月1日時点で15歳以上の人（平成21年（2009年）4月1日以前に生まれた人）。
- (3) 次のいずれかにあてはまる人。
 - ア 不登校や病気など様々な理由により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した人。
 - イ 小学校や中学校を卒業していない人。
 - ウ 本国や日本で十分に小学校や中学校の教育を受けられなかった外国籍の人。

3 入学者の募集

校長は次のとおり、入学者を募集します。

- (1) 募集学年は第1学年から第3学年まですべての学年です。原則として、募集人数は各学年10名程度です。
- (2) 年度の始め（その年の4月）の入学者を募集することを基本とします。また、入学者募集期間を決めて入学者を募集します。
- (3) 教育上の支障がないときは、年度の途中でも追加で入学者を募集することがあります。なお、入学の相談や授業見学・体験は年間をとおして受け付けます。

4 入学者の決定等

校長は次のとおり、入学者を決定します。

- (1) 入学希望者から提出された入学申込書類及び入学希望者への面談によって、入学資格、入学の意思、すでに学んだ義務教育の学習内容などを確認し、入学を決定します。
- (2) 入学を決定した人に入学許可書を交付します。なお、入学する学年は、第1学年を原則としますが、すでに学んだ義務教育の学習内容などをふまえ、教育上の支障がないときは第2学年以上への入学を認めます。
- (3) 入学資格のある入学希望者については、各学年の募集人数を超えても、学校で受け入れが可能な範囲で入学を認めることがあります。

5 その他

鳥取県立（夜間中学）入学者募集の詳細な内容は、県教育委員会が別に定めます。